

令和4年10月吉日

お客さま 各位

結城信用金庫

## 電子交換所設立に伴う「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は結城信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では令和4年11月に電子交換所を設立し、全国各地の手形交換所で行ってきた手形・小切手の交換業務を電子化します。

これに伴い、当金庫は下記のとおり「当座勘定規定」を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定日

2022（令和4）年11月4日（金）

#### 2. 改定の対象となる規定

- (1) 一般当座勘定規定、小切手用法・約束手形用法・為替手形用法
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

#### 3. **主な改定内容\***

※詳しくは、次ページからの「新旧対照表」をご覧ください。

##### (1) 当座勘定規定

- ①交換業務の電子化に伴い、手形・小切手の振出しの事実の有無等を確認すること、その旨について、書面の交付を求めることがあることを追加。
- ②手形・小切手用紙の他、電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを追加。

##### (2) 小切手用法・約束手形用法・為替手形用法

- ①金額をチェックライターにより、アラビア数字（1, 2, 3・・・）で記入する場合、3桁ごとに「,」を印字することを追加。
- ②金額を文字で記入する場合の使用可能文字を一覧化したこと、および異字体や崩し字は使用せず、丁寧に記入することを追加。
- ③金額欄には金額以外記入しないこと。特になつ印や、金額の複記が金額欄に重ならないようにすることを追加。
- ④小切手・約束手形用紙の下辺余白部分は使用しないこと。また、記名なつ印や金額の複記が、QRコード欄に重ならないようにすることを追加。

以 上

一般当座勘定規定・当座勘定規定（専用約束手形口用） 新・旧対照表

（令和4年11月4日施行）

下線部が改定箇所

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>一般当座勘定規定</b></p> <p>第1条～6条 省略</p> <p><b>第7条（手形、小切手の支払）</b></p> <p>（1）省略</p> <p><u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨についての書面の交付を求めることを含みます。）があります。</u></p> <p><u>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p><b>第8条（手形、小切手用紙）</b></p> <p>（1）～（3）省略</p> <p><u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引換に交付します。</u></p> <p><u>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第9条～第15条 省略</p> <p><b>第16条（印鑑照合等）</b></p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名<u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）</u>を、届出の</p>	<p style="text-align: center;"><b>一般当座勘定規定</b></p> <p>第1条～6条 省略</p> <p><b>第7条（手形、小切手の支払）</b></p> <p>（1）省略</p> <p>（追加）</p> <p><u>（2）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p><b>第8条（手形、小切手用紙）</b></p> <p>（1）～（3）省略</p> <p>（追加）</p> <p><u>（4）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引換に交付します。</u></p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>第9条～第15条 省略</p> <p><b>第16条（印鑑照合等）</b></p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認</p>

印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) 省略

第17条～第25条 省略

#### 第26条（取引の制限等）

(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 第27条（手形交換所規則による取扱い）

(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を

めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) 省略

第17条～第25条 省略

(追加)

#### 第26条（手形交換所規則による取扱い）

(1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

(2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を

経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(削除)

第28条～第30条 省略

#### 小切手用法・約束手形用法

- この小切手・約束手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。  
なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
- 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。  
手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。  
なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- (1) 省略  
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、※、★などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を

経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 第27条（個人情報センターへの登録）

~~個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。~~

- ~~① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用一欠如を理由として解約されたとき。~~
- ~~② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。~~
- ~~③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。~~

第28条～第30条 省略

#### 小切手用法

- この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。  
なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
- 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。  
(追加)  
なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- (1) 省略  
(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、※、★などの終止符号を印字してください。

印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を漢字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり、改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

金額	1	2	3	4	5	6	7
漢数字	壹 弍 弍 弍 貳 参 参 四 泗 肆 五 伍 六 陸 七 漆 質						
金額	8	9	10	100	1,000	10,000	
漢数字	八 捌 九 玖 拾 什 百 陌 佰 千 仟 阡 万 萬						

<その他> 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取り扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用は控えてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手・約束手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印して下さい。

ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

6. 小切手・約束手形用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。

7. 小切手・約束手形用紙は大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙により直ちに届出てください。

8. 小切手・約束手形用紙は、当金庫所定の交付依頼書に記名捺印(お届け印)のうえ請求してください。

9 省略

(削除)

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を漢字で記入するときは、文字の間をつめ、~~毫、弍、参、拾~~など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。

(追加)

(追加)

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印して下さい。

6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。

7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失・盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙により直ちに届出てください。

8. 小切手用紙は、当金庫所定の交付依頼書に記名捺印(お届け印)のうえ請求してください。

9 省略

**約束手形用法**

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

- ~~2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。~~  
~~なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。~~
- ~~3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。~~
- ~~4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。~~  
~~(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、※、★などの終止符号を印字してください。~~  
~~なお、文字による複記はしないでください。~~  
~~(3) 金額を漢字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。~~
- ~~5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印して下さい。~~
- ~~6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（次頁図斜線部分）は使用しないでください。~~
- ~~7. 手形用紙は、大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙により直ちに届出てください。~~
- ~~8. 手形用紙は、当金庫所定の交付依頼書に記名捺印（お届け印）のうえ請求してください。~~
- ~~9. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。~~

#### 為替手形用法

1～4 省略

5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、※、★などの終止符号を印字してください。
- なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を漢字で記入するときは、文字の間をつめ、~~壱、弐、参、拾~~など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わり

#### 為替手形用法

1～4 省略

5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
- (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには、※、★などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。
- なお、文字による複記はしないでください。
- (3) 金額を漢字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり、改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その

終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

金額	1	2	3	4	5	6	7
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒
金額	8	9	10	100	1,000	10,000	
漢数字	八	九	拾	百	千	万	

<その他> 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取り扱い上の誤り防止のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用は控えてください。

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印して下さい。

ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名、QRコード欄に重ならないようにしてください。

7. 当店を支払場所とする手形のお引受にあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名捺印には、当店へお届けのご印章を使用してください。

8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重ならないようにしてください。

9～11 省略

(専)当座勘定規定(専用約束手形口用)

第1条～6条 省略

第7条(手形の支払)

(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。

には「円」を記入してください。

(追加)

(追加)

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印して下さい。

7. 当店を支払場所とする手形のお引受にあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名捺印には、当店へお届けのご印章を使用してください。

8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。

9～11 省略

(専)当座勘定規定(専用約束手形口用)

第1条～6条 省略

第7条(手形の支払)

(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。

(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨についての書面の交付を求めることを含みます。)があります。

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。

#### 第8条(手形用紙)

(1) 省略

(2) 当座勘定から支払をした手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。

(3) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。

(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から3ヵ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条～第13条 省略

#### 第14条(印鑑照合等)

(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) 省略

第15条～第22条 省略

(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。

#### 第8条(手形用紙)

(1) 省略

(2) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。

(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

(追加)

(追加)

第9条～第13条 省略

#### 第14条(印鑑照合等)

(1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) 省略

第15条～第22条 省略



第23条（取引の制限等）

（1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

（3）前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第24条（手形交換所規則による取扱い）

（1）～（3）省略

（削除）

第25条～第27条 省略

約束手形用法は、一般当座勘定規定をご覧ください。

（追加）

第23条（手形交換所規則による取扱い）

（1）～（3）省略

第24条（個人情報センターへの登録）

~~個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。~~

~~1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。~~

~~2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。~~

~~3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。~~

第25条～第27条 省略

約束手形用法

1～9